

議案第120号

財産の無償譲渡について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求める。

令和元年12月5日提出

養父市長 広瀬 栄

1 譲渡する財産

施設

名 称	養父市内山農林水産物直売・食材供給施設
所在地	養父市長野240番地1
構 造	木造瓦葺平屋建
延床面積	159.27平方メートル

2 譲渡の相手方

内山営農組合

組合長 多田 繁

3 譲渡の条件

譲渡の相手方は、譲渡物件を適正に管理運営し、当初の設置目的である農産物の消費拡大の用に供するものとする。ただし、処分制限期間を経過した譲渡物件は、この限りでない。